

# いじめ防止対策のリアリティに関する考察

—— 児童期・青年期における仲間関係の重要性の観点から ——

阿形 恒秀

(キーワード：いじめ，依存と自立，仲間関係)

## I 児童期・青年期の課題

### 1. 依存と自立

いじめ及びいじめ防止対策について考察する前提として、まず、児童期・青年期の児童・生徒が直面する課題を整理しておきたい。

山下(1999)は、依存と自立を対立概念と捉えるのではなく、「依存と自立を繰り返すことによって、人間は円環的・螺旋的に成長していく」と述べている。つまり、図1に「個(孤・子)」とあるように、子どもが親などから一定の距離を置けるようになり、孤独(一人であること)への耐性を獲得し、一個の人間として自立していくためには、安心して依存できる基地(安心基地)を必要とするというのである。黒田(2014)は、中学校における不適応生徒等を対象とした別室での支援に取り組む中で、別室をガソリンスタンド的なイメージとして捉え、別室が燃料補給・メンテナンスの機能を持つと述べているが、この機能は山下のいう安心基地の果たす機能と同質のものである。

乳幼児期における安心基地は基本的には親である。しかし、いつまでも親が実際に傍にいないと何もできないわけにはいかないので、いずれはほどよい距離をとっていくことが求められる。スヌーピーの漫画に登場するライナスが肌身離さず持っている安心毛布のように、親から徐々に距離を置く過渡期には、D.W.ウィニコット(1979)のいう移行対象 transitional object が安心基地となる場合がある。

さらに、いつまでも安心毛布を持っているわけにはいかないので、他の安心基地を見出すことが必要となってくる。神田橋(1990)は、人が助力を求める際、第一義的に求めているのは、保護者その人でも物品でもなく、保護者との関係や雰囲気であり、場合によれば、神仏とか思い出の人とかお月さまとかとの関係で必要十分な助力となりうると述べている。

このように考えると、老年期における安心基地は、宗教性を帯びてくるとも考えられよう。四国における遍路文化において、同行二人(どうぎょうににん)という言葉がある。二人とは「私(お遍路さん)とお大師さま」を意味する。遍路道では、高齢のお遍路さんの一人での歩き遍路の姿を見かけることがある。外から見ると自立の姿、しかし内面に目を向けるとお大師様に依存する姿であると言える。

### 2. 児童期・青年期の仲間関係

依存と自立のサイクルという考え方の中で、児童期・青年期における安心基地の中心は、親でも安心毛布でも宗教的イメージでもなく、同世代の友人との仲間関係であるだろう。H.S.サリヴァン(1976)は、人は児童期に入ると生き方を分かち合うような仲間(compeers)を強く求めるようになり、そのことによって共同作業や競争、妥協の才能が大きく伸びると述べている。さらに、とりわけ同性の親友(chum)ができると、人生や世界に関する情報やデータをお互いに照合し確かめあい、共人間的有効妥当性確認の行為が営まれるようになると述べている。また、阿形(2003)は、中高生が友人関係などを体験していくなかで、自立を可能にするための依存できる安心基地を豊かなものとし、内面に保護関係イメージ<sup>2)</sup>を定着させていくこと(より大きく言うなら、人

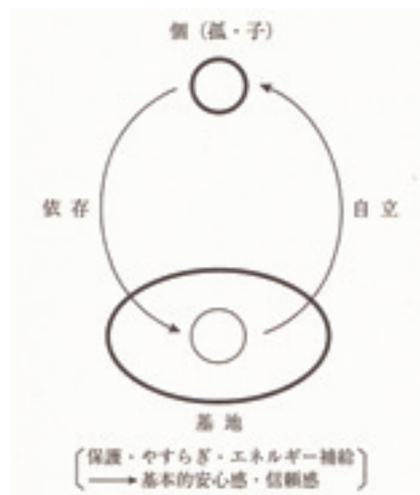


図1 依存と自立のサイクル

間信頼の構えに至ること)が思春期の大きな課題の一つであると述べている。

児童期・青年期における安心基地が仲間関係であるのであれば、いじめによって集団から疎外されることは、依存できる安心基地の喪失であり、乳幼児期の子どもが親の姿を見失うこと、老年期の大人が宗教的な救いをイメージできないことと同質の状況である。つまり、児童期・青年期におけるいじめ・仲間外れは、街中で迷子になった子どもがこの世の終わりとばかりに泣き叫ぶ不安・絶望、寄る辺を失い生きていく意味を見出せない高齢者の孤独・絶望と同質であり、だからこそ、場合によれば自ら命を絶とうとするまで苦悩するのである。したがって、児童期・青年期におけるいじめ・仲間外れを単なる友人関係のトラブルとして過小評価しないことが、いじめ問題を理解するにあたっての重要な観点となる。

## Ⅱ 仲間関係といじめ

### 1. 関係性における暴力

いじめる(苛める・虐める)という言葉は以前からあったが、「学校で」「陰湿な」というニュアンスを伴う言葉としての名詞形の「いじめ」が一般化したのは、1986年の東京都富士見中学いじめ自殺事件が大きな社会問題となった頃からであり、広辞苑に「いじめ」という言葉が最初に登場したのは1991年版である。さらに、教育行政において、いじめの定義がなされたのは、1985年のことである。

文部省(当時)は、児童生徒の問題行動等の事態を正確に把握し指導の充実を図るため、1982年度より、全国の学校を対象に「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施している。そして、1985年度に関する調査から、調査事項のひとつに「いじめの状況等」が加わり、調査の説明として、表1のようにいじめを定義している。

表1 いじめの定義(1985年～)

この調査において、「いじめ」とは、  
①自分より弱い者に対して一方的に、  
②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、  
③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
とする。  
なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

表2 いじめの定義(2006年～)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。  
「いじめ」とは、  
「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、  
心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、  
精神的な苦痛を感じているもの。」  
とする。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

その後、2006年度に関する調査以降、いじめの定義は表2のように変更された。ここで注目したいのは、加害者と被害者との関係性についての表現が変わった点、すなわち、旧定義では加害者が「自分より弱い者に対して一方的に」行う行為とあるのに対し、新定義では被害者が「一定の人間関係のある者から」受ける行為となっている点である。ちなみに、「一定の人間関係のある者」とは、「学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す」と説明がなされている。これは、いじめの実相が、単なる弱い者いじめの文脈だけでは捉えきれないことを踏まえての変更だと考えられる。そして、表3のように、2013年に公布・施行されたいじめ防止対策推進法において、ほぼこの定義が踏襲されている。

表3 いじめの定義(いじめ防止対策推進法, 2013年～)

(定義)第2条  
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

表2の定義にある「一定の人間関係」、表3の定義にある「一定の人的関係」<sup>2)</sup>というキーワードの意味は、藤岡(2008)による「関係性における暴力」の概念によってより明確化することができる。

藤岡(2008)は、いじめと共通点のある「関係性における暴力」として、子どもの虐待・家庭内暴力・DV・

高齢者虐待・体罰・セクハラなどをあげ、親密な人間関係における暴力への対処を複雑にしているのは、それらの関係性が必ずしも暴力ばかりではなく、親しさや相互依存といった、より分けるのが不可能な可能性をも包含しているからであると述べている。そして、司法や公的機関の介入は、そうした重層的・多面的な関係性を見ることができず、黒か白かといった切り分け方をすることによって、その関係性の中で生きている人間たちを加害者のみならず、被害者までも更なるダメージを与えてしまうことがあり、加害者を糾弾し、厳罰に処し、彼らを排除していくことでこの問題が解決に近づくとは到底思えないと指摘している。

筆者が委員として関与した、ある市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会「調査報告書」(2014) (以下、第三者調査委員会「調査報告書」と略記)は、「本委員会は、いじめかいかいじめでないかの仕分け作業がかえって全体的な考察を阻害する要因となって、事実の解明及び今後の関係改善にマイナスに働く可能性があることを危惧する」とし、「本委員会は、いじめであるか、いじめでないかという二分法的な考え方ではなく、『いじめ・いじり・ちょっかい・ふざけ・じゃれあい・遊び』をスペクトラム(連続体)として捉え、〇〇(被害生徒の名前)が、事件までどのような学校生活を過ごし、どのような『生きづらさ』を感じていたかを、『〇〇の苦悩』に焦点を合わせて検討する」と述べている。

このような、「関係性における暴力」という考え方も、いじめ問題を理解するにあたっての重要な観点となる。

## 2. 被害者から見たいじめ防止対策のリアリティ

森田(1986)は、いじめ集団の構造について、被害者・加害者・観衆・傍観者の4層構造モデルを示している。そこで、次に、この4層構造モデルのそれぞれの立場ごとに、児童期・青年期における安心基地が仲間関係であるという観点から、いじめ防止対策のリアリティを考察する。

まず第一に、被害者にとってのいじめの意味を考察すると、先に述べたように児童期・青年期における安心基地は仲間関係であり、いじめによって集団から疎外されることは深刻な不安・孤独・苦悩・絶望の体験となる。このような、児童期・青年期におけるいじめが被害者に与える心的ダメージの深刻さを考えるならば、文部科学省(2013b)が「いじめの防止等のための基本的な方針」で示しているように、いじめは「いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」であり、「いじめは絶対に許されない」と捉える姿勢が重要となる。

ただし、「絶対に許されない」ということの根拠は、いじめ問題に対する世間の風潮に巻き込まれずに、冷静に整理しておく必要がある。2013年に「いじめ防止対策推進法」が公布された背景には、2011年に大津で発生したいじめ自殺事件を契機としたいじめの社会問題化があった。その結果、いじめ防止を巡る議論が、暴行・辱め・金品要求などの残虐さ、いじめによる自殺に焦点を合わせた論議に陥る傾向があったことは否めない。

しかし、エスカレートしたいじめの態様の残虐性に囚われすぎると、仲間外し、無視、あるいは近年問題となっているネットいじめにおけるLINE外しなど、表面的には残虐というイメージでは捉えられない行為もまた、児童期・青年期の安心基地の破壊という意味において、残虐な暴行等と同様に、あるいは場合によってはそれ以上に児童生徒に計り知れない心的ダメージを与えるということを過小評価してしまう危険性があるだろう。また、学校でのいじめ防止教育においても、エスカレート事例を根拠に「いじめは絶対に許されない」と訴える論理だけでは、仲間関係の構築という課題に直面している児童生徒が感じている「仲間との微妙な人間関係」「仲間から外される恐怖」などの実感から乖離する可能性があるだろう。問題の本質はいじめの態様の残虐さの度合いにあるのではなく、いじめが児童生徒の精神的な安心基地を破壊する点にあることを忘れてはならないと筆者は考えている。

さらに、いじめ自殺を例示し「いじめは人の命を奪う」ことを根拠に「いじめは絶対に許されない」と訴える論理もまた、いじめという問題と自殺という問題のそれぞれの独自性を結果的に曖昧にしまい、児童生徒が感じている「仲間との微妙な人間関係」のリアリティには結びつかない可能性があるだろう。佐々木(2010)は、いじめ自殺への対応について、自殺の原因は非常に複雑で、いくつもの原因が複雑に絡み合っているのが一般的であるので、いじめなどの学校で受けたストレスのみならず、それぞれの性格傾向、うつ病などの心の病、家庭の問題などを総合的にみたらうで、判断、対応していくことが必要であると述べている。某県で起きたいじめ自殺問題を教材としたいじめ問題学習の授業研究会の場で、たまたま事件のあった当該県から参加していた教員が、「事件を安易に使わないで欲しい」と発言したという。授業担当者の意図がいじめ防止にあるのは間違いないが、失われた命を根拠にいじめ防止を訴える論理、命を盾にとっていじめ問題を封じ込めようとする姿勢では、いじめ問題・自殺問題のそれぞれの本質の理解にはつながらないと発言者は感じたのではないだろうか。

命の大切さは言うまでもない。しかし、問題の本質はいじめが自殺に結びつく点だけで語れるものではなく、いじめが児童生徒の精神的な安心基地を破壊する点にあり、そのようなテーマを軸にしたいじめ防止教育が重要であると筆者は考えている。

さらに、児童期・青年期の子どもたちの人間関係の不器用さから、「いじめ・いじり・ちょっかい・ふざけ・じゃれあい・遊び」は簡単には分けがたい場合が多い。いじめをテーマにした作品を多く著している重松清の小説『エビスくん』に、小学校時代にいじめられていた少年が、大人になって昔を回顧し、

「いじめられるのをわかっていながら、いじめられっ子がなぜかいじめグループのそばにいた、そんな話を聞くと、痛みともくすぐったさともつかないものが胸の奥をよぎる。弱い男の子は強い男の子が好きなんや、それくらいわからんのかアホ、評論家やワイドショーのレポーターに毒づくこともある。」

とつぶやく場面がある。子どもたちは今も昔も、仲間関係のかたちを模索し、間合いを図りつつ、葛藤を伴いながら他者との関係を築いていくという、微妙な人間関係の中で生きているのである。遊びがふざけへ、さらにいじめへと明確化した場合は「絶対に許されない」という姿勢が不可欠となる。しかし、(当事者の意識も含めて)遊びかいじめかの見極めが難しい場合があること、あるいは、外見上は「いじめるーいじめられる」の関係に見えても当事者の間では一定の関係性が成立しており、いじめられっ子が必ずしもいじめっ子との関係を絶ちたいと考えているわけではない場合もあることを想定しておく姿勢が、児童期・青年期を生きる子どもたちのリアリティを理解するうえで重要であるだろう。児童期・青年期の微妙な人間関係の中では、遊びやふざけが何かの拍子に一気にいじめに転化する可能性を孕んでいることを忘れてはいけないが、児童生徒の間ではまだ、遊び・ふざけと了解されている段階で、「それもいじめだ」と絶対悪として加害者を断罪し禁止・抑圧を図る指導は、加害者の内省・気づきにつながらないだろう。また、(たとえ歪んだ側面を合わせ持つものであったとしても)成立していた一定の関係性を否定され、関係性を喪失することで、藤岡(2008)が指摘するように、その関係性の中で生きている加害者のみならず被害者までにも更なるダメージを与えてしまうかもしれない。

したがって、教師に求められるのは、表面的には一緒に楽しんでいるように見える遊び・ふざけなどの関係性も常にいじめに転化する可能性を持っていることを頭に置きつつ、「いじめ・いじり・ちょっかい・ふざけ・じゃれあい・遊び」のスペクトラムの中での児童生徒の微妙な人間関係の実相をきめ細かく観察することであるだろう。さらに、遊ぶ・ふざけなどがいじめに展開する可能性が感じられた場合も、直ちに強迫的・予防弾圧的な「断罪・禁止・抑圧の指導」を行うのではなく、児童生徒との話し込みを通じて、そのような行為の背景にある一人一人の不安、不満、葛藤、苦悩を理解し、豊かな人間関係を志向させる「傾聴・助言・調整の指導」が必要であるだろう。

### 3. 加害者から見たいじめ防止対策のリアリティ

第二に、加害者にとってのいじめの意味について、児童期・青年期における安心基地が仲間関係であるという観点から考察する。

児童期・青年期における安心基地は同世代の友人との仲間関係であるが、相互の尊重・信頼に裏打ちされた「真の絆」を築くことは容易なことではない。そのため、しばしば人は誰かをスケープゴートとして排除することで「偽りの絆」を築くという安易な方法に走ることがある。山下(1999)は、仲間グループを必要とする子どもたちが、「弱者あるいは集団と異質であると彼らがみなす者をスケープゴート(贖罪のヤギ・scapegoat)にしていじめることにより、グループ内で一体感が持て、各人のストレスを発散させている」と述べている。このようなメカニズムは、子どもだけではなく大人の世界でも見られるものであり、民族間でも生じることがあるが、人の発達段階においては、仲間関係が重要な意味を持つ児童期・青年期において特に発動しやすいと考えられる。

いじめ行為を共有する仲間関係を必要とする加害者は、自ずと集団化し、学級・学年などを支配するようになる。しかも、「偽りの絆」は、いじめ行為を続けること、重ねることによってしか維持できない。いじめの集団化、執拗さ、エスカレートなどの特徴は、ここから生じるものであると筆者は考えている。

ちなみに、加害者は「偽りの絆」のためにスケープゴートを必要とするのであって、スケープゴートであること理由・根拠は何でもよい。それ故、加害者は被害者の側の問題をあげつらい「いじめられる側にも問題がある」と主張するが、それは他者から見れば些細な問題、非難に値しない問題であることが多い。このように考えると、「いじめられる側にも問題がある」という言説が誤りであることは明らかであろう。

ところで、文部科学省は、「いじめ防止等のための基本的な方針」別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の中で、いじめは人間として絶対に許されないと述べている。当

然のことながら、許されてよいはずはない。しかし、非行少年の立ち直りを援助する非行臨床や、児童生徒の問題行動に対応する生徒指導においては、大前提として「ダメなことはダメ」という枠組みを維持しつつも、非行・問題行動の正邪善悪の価値判断は一旦脇に置いて、内省を深めるプロセスを見守り変容に向けて援助的に関与することが不可欠であることは常識である。いじめ加害が仲間を求める心理と関係しているのであれば、いじめ加害とは、単純な暴力性・非行性・非道徳性の問題ではなく、(歪んではいるが) 関係を志向する衝動に基づく行為として捉える必要がある。したがって、「絶対に許されない行為」「卑怯な行為」と断罪し禁止・抑圧を図る指導だけでは、加害者の内省・変容にはつながりにくい。そういう意味でも、いじめがセンセーショナルな社会問題となったことへの対応に囚われるあまり、いじめ防止の施策が「断罪・禁止・抑圧の指導」に偏ってしまうことに留意する必要がある。およそ生徒指導において、児童生徒の問題行動を「人間として絶対に許されない」などと身も蓋もなく断罪する論理は、いじめ以外の問題ではほとんど見受けられないのではないのか。このような論理は、加害者にとっては「人間失格」「卑怯者」と烙印を押されることであり、「絶対に」が「論じるまでもない」というニュアンスを持つため、一定の人間関係の中で生じるいじめの「重要的・多面的な関係性」が捨象され、加害者が自身の心の闇を直視して光と闇を統合していく道筋を閉ざすものでもある。そう考えると、このような論理は、いじめ対策を求める大人たちに発せられたメッセージとしては意味があるだろうが、仲間関係の難しさの中で生きる子どもたちの心には響かないものであるだろう。

滝 (2014) は、いじめ防止対策推進法の制定の主旨は、いじめの防止 (= 未然防止) よりも大津の事案に見られた学校や教育委員会の「不祥事 (?)」の防止のほうであったのではないかと指摘している。政策的論理としての必要性があったにしても、「人間として絶対に許されない」などの言葉は教育的論理として振りかざすものではないと筆者は考えている。教育的論理として大切なのは、加害者に対して、自らの衝動に目を向けさせ、いじめた自分もいじめられた相手も安心基地を必要としている同世代の仲間であること、「偽りの絆」は本当の意味での安心基地にはなりえないことなどを考えさせることであろう。「他民族を抑圧する民族は自由ではありえない」というレーニンの言葉に倣えば、「他の子どもをいじめる子どもは自由ではありえず、本当の安心基地を得ることができない」という視点が、加害者への指導を考えるヒントになるのではないだろうか。

#### 4. 観衆・傍観者から見たいじめ防止対策のリアリティ

第三に、観衆・傍観者にとってのいじめの意味について、児童期・青年期における安心基地が仲間関係であるという観点から考察する。

森口 (2007) は、教育再生会議による平成18年の「いじめ問題への緊急提言」の「いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する」という部分を批判し、「傍観者や中立者はあくまで傍観者や中立者であって、決して加害者ではありません」と述べている。

いじめを批判・制止しようとする行動は、加害者集団にとっては、自分たちの安心基地を揺るがせる脅威である。そして、前述したようにスケープゴートであること理由・根拠は何でもよいので、いじめを批判・制止した者が、一転してスケープゴートとされる可能性は高い。加害―被害の周辺にいる子どもたちは、そのようなメカニズムを敏感に感じ取っている。だから、観衆・傍観者は、表面上は「はやしたてる」「見て見ぬふりをする」などの行動をとっていても、内面では、被害者の苦しみに心を痛めつつ、制止できないことへの自責の念から、学級・学年・クラブなどの集団の健全性への信頼を失い、絶望し、自分がスケープゴートになることに怯え息を潜めて身を縮めて生きている場合も少なくないだろう。そんな状況の子どもたちの心に、「見て見ぬふりをする者も加害者である」というようなメッセージが響くとは到底思えない。留意すべきは、いじめという状況の中で、観衆・傍観者もまた心的ダメージを受けている側面があるという点であり、観衆・傍観者の加害者性だけではなく観衆・傍観者の被害者性を理解することも重要ではないだろうか。

#### 5. 警察との連携のリアリティ

いじめ防止対策の中では、警察との連携の必要性・重要性も提言されている。

文部科学省は、2007年に「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)」を发出し、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する」と示している。

さらに文部科学省は、2012年に「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知)」を、2013年には「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)」を

発出している。2012年の通知では、「学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である」と示されている。さらに、2013年の通知では、「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ので「いじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である」とされている。

ところで、警察法第2条に、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」と定められているように、警察の役割は犯罪行為への対応であるので、警察が介入・関与できる問題は犯罪と認められる問題に限られる。しかし、2013年の通知に、「個々のいじめ事案が、『犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの』に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要」との留意点が示されているように、すべてのいじめ行為が犯罪にあたるわけではない。2013年の通知の(別紙1)「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」では、「学校において生じる可能性がある犯罪行為」があげられている。具体的には、暴行(刑法第208条)、傷害(刑法第204条)、強要(刑法第223条)、恐喝(刑法第249条)、窃盗(刑法第235条)、脅迫(刑法第222条)、名誉毀損(刑法第230条)、侮辱(刑法第231条)等に該当するいじめの態様が示されている。しかし、たとえば「無視」「仲間外れ」などは、刑罰法規における犯罪行為には該当しないのでこの表では言及されておらず、警察に訴えても警察が介入し対応することは難しい。けれども、先述したように、児童期・青年期の安心基地の破壊という意味においては、暴行や傷害などと同様に、あるいは場合によってはそれ以上に、「無視」「仲間外れ」なども児童生徒に計り知れない心的ダメージを与えるものである。したがって、警察との連携は重要ではあるが、警察との連携でいじめ問題がすべて解決できると考えるのは早計である。また、「いじめは犯罪である」というスローガンも、いじめ根絶を願っての表現ではあろうが、論理的には正確ではなく、いじめ防止のリアリティには結びつきにくい面があるだろう。

エスカレート事例、犯罪行為にあたる事例においては、警察との連携を躊躇しないことが重要である。しかし、それ以外のいじめについては、集団育成や人権意識の醸成などの観点から、教師こそが最も問題解決に寄与できる立場にあること、いじめ問題の解決こそ学校教育の本領であることを忘れてはなるまい。

また、生徒指導・教育相談における専門家・専門機関との連携においては、学校が、外部の介入を拒絶したり、逆に外部に完全に委託してしまったりという、「抱え込み」「丸投げ」の両極端の姿勢を示すことがある。しかし、「生徒指導提要」にも示されているように、連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることであり、何か問題があった場合に、「対応のすべてを相手に委ねてしまうこと」ではなく、学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことである。なだ(1993)は「個人として限界を意識するのは必要なことだが、それは自分の責任ではないと放り出すのではなく、ネットワークで限界を越えようとする努力であってほしい」と述べている。このような姿勢は、いじめ問題に対応する際の学校と警察との連携においても求められるものである。

### Ⅲ 自立といじめ

#### 1. 児童期・青年期の自立の課題

児童期・青年期にあつては、大人(親・教師など)からの自立という課題を意識するために、自らが直面した困難に大人が介入することを望まない心理が働く。アイデンティティ確立のためには、大人の助力なしに自分自身あるいは自分たちの問題を解決することが必要となるのである。

阿形(2003a)はアニメ「魔法の宅急便」を題材に、空を飛べるといことはキキの個性・能力の要であるが、「飛ぶ」=高みに上昇するイメージは、大きな飛躍という可能性を示すと同時に、地に足がつかない危うさをも示しており、もって生まれた自己の能力・可能性をいかに現実の社会で「役立つ」ものとして実現していくかということが、大人になるための課題の一つであると述べている。物語の中で、キキはある時期、「飛ぶ」能力を失うという思春期危機に直面する。なぜ飛べなくなったのかは映画では説明されないが、同世代異性のキーパーソンであるトンボとの出会いと、トンボの友人である「町の女の子たち」への反発が、危機の直前のエピソード

として描かれている。ところで、キキは決して親を尊敬・信頼していないわけではないが、飛べなくなったことを相談にいった相手は、両親ではなく、居候先のオソノさんでもなく、同世代（5歳年上）同性の画学生のウルスラであった。少し前に「絵が描けなくなる」という危機を通過しているウルスラが、落ち込んでいるキキにかけた言葉やキキをモデルに描いた絵がどれほどキキを勇気づけたかは想像に難くない。そして、映画のラストで、キキは、もはや母からもらった箒（≒安心毛布）がないにもかかわらず、トンボの危機を救うために飛ぶ力を取り戻すのである。

このように、児童期・青年期の児童・生徒は、「仲間関係の構築」と「大人からの自立」という連立方程式を解く作業に、必死になって取り組んでいるのである。

## 2. 早期発見のリアリティ

文部科学省（2013b）の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の中で、いじめの早期発見に係る対策が示されている。具体的には、国が実施する施策として、「教育相談体制の充実」「地域や家庭との連携促進」があげられている。地方公共団体が実施する施策としては、「いじめの防止及び早期発見のための方策等の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及」「いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置」があげられている。さらに、学校が実施する施策としては、表4の措置があげられている。

表4 学校におけるいじめ防止等に関する措置 ii) 早期発見  
(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」)

### ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

この中の、「大人の目に付きにくい」「大人が気付きにくく判断しにくい」といういじめの特質は、大人（親・教師）の介入・助力を望まないという児童期・青年期の心理を踏まえて理解する必要がある。子どもたちがいじめを隠蔽しようとするのは、加害者が悪事を隠そうとするからだけではない。被害者も、仲間関係の問題で大人に介入される屈辱を避けるために、頑なにいじめの事実を認めようとしない場合がしばしばある。表4の中の「いじめを隠したり」の主語は教職員であるが、学校・教師の隠蔽の問題だけではなく、児童生徒の隠蔽の問題も合わせて、いじめの早期発見・早期対応の難しさと大切さを考えることが重要であると筆者は考えている。

重松清は、小説『セツちゃん』の中で、いじめ被害にあう中学生が、架空の人物に託して親にいじめのようすを話す場面によって、「わかって欲しい」と「知られたくない」の葛藤、「助けて欲しい」と「手を出して欲しくない」の葛藤をリアルに描いている。中学2年生の加奈子のクラスに二学期にセツちゃんという少女が転校してくる。セツちゃんは、すぐにいじめの対象となり、周囲からシカト（無視）され、運動会の創作ダンスの練習でも、わざと一人だけ違う振り付けを教えられ、滑稽さを嘲笑される。加奈子は毎日、帰宅すると両親に、セツちゃんがいじめられるようすをこと細かに話す。うんざりした父親は、「もういいよ、やめろよ」「おとうさんは、そういういやな話、聞きたくないんだ」と言うが、加奈子は、「だって、それが現実だもん」と返す。ところが、運動会の当日、両親は、創作ダンスの輪から一人だけはじき出され、泣き出しそうな顔で左右を見まわし踊ろうとする加奈子の姿を目の当たりにする。担任に確認すると転校生などいないとのことだった。

早期発見という点では、加奈子の両親が学校と相談する中で、教師はやがて状況に気づく。しかし、担任や養護教諭がいくら問いかけても、加奈子は頑としていじめの事実を認めようとしない。加奈子は必死に取り繕うことで、自分の居場所とプライドを守ろうとしているのであろう。また、両親も、事態が判明して以降も、加奈子をさらに追い詰めることを恐れ、真実を問いたたすことができないのである。

『セツちゃん』から我々は、早期発見・早期対応の難しさを考えることができるだろう。親も教師も気づいている。それでも加奈子は認めない。「知られたくない」「手を出して欲しくない」という気持ちで、いじめの事実を否定する。その一方で、「わかって欲しい」「助けて欲しい」という気持ちから、親には架空の転校生に託して

いじめの状況を話す。筆者は、学校での講演で『セツちゃん』を題材にして話すことがあるが、事例以上にリアルな加奈子の葛藤や苦悩に、児童生徒や教員も心が動かされる様子が見て取れる。

第三者調査委員会「調査報告書」(2014)は、「思春期にあつて自立という課題に直面している中学生は、友人関係などで困難に直面しても、大人(親・教師)の助力を得ずに自分で解決していくというこだわりや自負を持っているため、たとえ信頼している教師であっても悩みを打ち明けられないことがしばしばある。教師は、このような、大人の介入や援助を快しとしない思春期の心理の特性をよく理解し、日常の生徒の様子をきめ細かく観察する中で、表面には表れない生徒の葛藤や苦悩を読み取る態度が求められる。」「大切なのは、『知られたくない』と『わかってほしい』の間で揺れ動く生徒の葛藤を踏まえた援助である。」と述べている。いじめ防止対策の実効化を図るためには、児童期・青年期の自立という発達課題を踏まえて、児童生徒と対応していくことが重要となるのではないだろうか。

### 3. いじめ把握対策のリアリティ

表4では、いじめ把握対策として、アンケート調査や教育相談の実施が例示されている。いじめ防止のためには、できるだけ多くの窓口を設けることは非常に重要である。ただし、先にも述べたように、児童生徒は大人の介入や援助に対して葛藤を抱えているものなので、アンケート調査等に過度の期待を抱くのではなく、さまざまな対策のどこかで少しでも児童生徒のSOSを拾うことができればよいという程度の構えが肝要である。アンケート調査等でいじめ被害の訴えがなかったことを根拠に「いじめがない」と判断することは早計である。第三者調査委員会「調査報告書」(2014)は、当該校が実施していたアンケートについて、「『書いていない』『言っていない』ことが『問題がない』ことを意味するのでは決してない。事件後に中学校が見解を表明する際に、『記述や言葉がなかった』ことを『いじめがなかった』根拠とするかのような説明がなされているが、調査や面談は、あくまでも生徒理解を深めるための一手段であつて、責任追及に備えた対策などではなかったはずである。」と述べている。

そもそも、生徒との深い信頼関係が築かれており、教師が児童生徒の「知られたくない」と「わかってほしい」の葛藤をよく理解したうえでかかわっていれば、特設の調査や相談を行わなくとも、児童生徒は教師に打ち明ける場合が出てくるであろうし、逆に言えば、信頼関係が希薄で教師が児童生徒の葛藤を理解しない中でいくら調査や相談を行ったところで、児童生徒はいじめの事実を訴えはしないだろう。

「生徒指導提要」には、「生徒指導においては児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右するといつても過言ではありません。人は理解してくれている人には安心して心を開きますが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応するものだからです。しかも生徒指導においては愛と信頼に基づく教育的関係が成立していなければその成果を上げることはできません。」と示されている。いじめをはじめすべての生徒指導上の課題にあてはまることだが、対応の基本は児童生徒理解と教育的関係の構築であり、さまざまな対策はその上に立ってこそ実効性を持つものであることを再確認したい。

## IV まとめ

### 1. いじめ防止における理想と現実

教員を目指す学部生の教員採用試験に向けた指導で、「自分の学級でいじめが起きた時にどのように対処するか」というテーマで集団討論を行ったことがあった。学生たちはよく準備しており、「いじめは絶対に許されないといい姿勢に立つ」「早期発見に努める」「警察との連携をためらわない」などの意見を述べた。基本的な方針としては正しい。しかし、「自分たちの回答を、自分自身はどう思った?」と尋ねたところ、ある学生が「なんだか、ありきたりな感じがします」と答えた。そこで筆者は、ヨハネ福音書8章「姦通の女」のキリストの言葉「あなたたちの中で罪を犯したことはない者が、まず、この女に石を投げなさい」を紹介した。「ありきたり」な理由が、「自分はいじめとは無縁」を前提にしていじめ論・いじめ防止論を立てるところに生じるのではないかということの問題提起したかったからである。このときの学生とのやりとりが、本論文を著す契機にもなった。

ゼミ等で話を聞いていると、ほとんどの学生が、何らかの形で被害者・加害者・観衆・傍観者の立場を経験し、苦い思いを抱えていた。そのような現実を捨象したいじめ論・いじめ防止論は、どこかに建前という雰囲気が漂ってしまうに違いない。

いじめをテーマにした『セツちゃん』『青い鳥』などの重松清の複数の作品の中には、「人を嫌いになるのもい

じめなのですか？」という子どもの本気の問いかけがしばしば登場する。「罪を犯したことの無い者」などいのように、「人を嫌いになったことの無い者」などいるわけがない。キリスト教における原罪、仏教における罪業などの鍵概念が意味するのは、人の心の闇を見据える中にこそ宗教的な光が見えてくるということではなかったか。そうであるなら、いじめ防止においても、「人間関係・仲間関係における人の心の闇の問題を考える」というテーマを中心に据えた指導でなければ児童生徒の心には響かないということ、重松の作品は暗示しているのではないだろうか。

「正しい方向を指し示す」ということは教師の大切な役割の一つである。しかし、そのために、ややもすれば教育論は理想と現実を混同し、現実から遊離した理想論に陥り、リアリティを失いがちである。阿形（2010）は、「校長室だより」の中で、矛盾や葛藤に満ちた現実を生きぬいていく力の大切さを指摘している（表5参照）。「いじめが絶対に起きない学校」「全ての児童生徒が安心して生活を送ることができる学校」「児童生徒が自分の存在と他人の存在を等しく認め合える学校」…、これらは我々が願う理想の学校である。しかし、表5の教育改革国民会議での曾野（2010）の言葉に倣えば、このような学校を実現するのは至難の技であり、だからこそ、永遠の悲願として持ち続けることに意味があるのであるだろう。いじめが起きたからといって絶望する必要もなく、起きていないからといって安心することもできない。その葛藤の狭間で、我々は教育に携わるのである。

表5 不安があるのは当たり前（「校長室だより」No. 19H22-9-17）

厳しい残暑もようやく去り、秋らしい日和となりました。猛暑日の中で行われた先日の文化祭、特に、暗幕を張り照明を使用するため高温多湿となる体育館については、熱中症の発生を本当に心配しましたが、幸い、大きな問題は発生しませんでした。「生徒や来場された方々への注意喚起」「幕間の換気の徹底」「氷柱の設置」など、できる限りの対策は講じていたものの、それでも、万一、熱中症が発生したら、「こんな猛暑日が続く中、体育館でこのような企画を実施するという判断が適切なのか」と結果論で責任を問われることもあるだろうと、校長としては覚悟していました。そんな中で、「危険を排除すること」の意味について、いろいろと考えることができました。

「いい加減、目覚めなさい。人生に不安があるのは当たり前です。」テレビドラマ『女王の教室』の半崎小学校6年3組の担任、阿久津先生の言葉です。平成17（2005）年に放映された、天海祐希さん主演のドラマ『女王の教室』。『金八先生』等の従来の「熱血教師」のドラマとは対極の、「鬼教師」のドラマの「冷酷で過激な内容」が、賛否両論の「議論」を呼んだことは知っていましたが、私は一度もこの番組を見たことがなかったので、議論の中身もあまりわかりませんでした。けれども、あるとき、冒頭の言葉に出会って、なぜか強い共感を覚えました。

「不安」「危険」「悪」などは不快なものなので、私たちはできるだけ排除しようと思います。けれども、そのような姿勢があまりに極端に過ぎると、矛盾や葛藤に満ちた現実を生きぬいていく力の大切さをいつのまにか見失ってしまう落とし穴があるような気がします。たとえば、公園の遊具で子どもがケガをした場合、すぐにマスコミは遊具の管理責任を問うとともに、「子どもたちが安心してできる場所はないのか？」と嘆いてみせるようなメッセージを發します。もちろん、事故を防ぐことは大切です、管理責任を明らかにし再発を防ぐ努力をすることが重要であるのは間違いありません。しかし、私はこの種の論理に、どこか腑に落ちないものを感じます。

誤解を恐れずにあえて言えば、「あらゆる危険を排除した社会」などどこにもないのではないかと、そもそも人生というものは人の力ではどうしようもない出来事を伴う不条理なものではないのかという思いがします。本気で「公園の事故」をすべてなくそうとすれば、「水の事故」を避けるために（管理責任を問われることを避けるために）池のまわりに柵を設け立入禁止にするように、公園を立入禁止にするしかないですね。東京大学准教授の池内恵氏さんは、「危険が徹底して排除された社会とは、『危ないことはしてはいけない』という原則に個人が縛られ、自由に行動できる幅を狭められた社会でもある。そういう社会では多くの人が危険を冒すことを恐れ、『リスクを取らないほうが得だ』と考えるようになる。つまり、人間の可能性が失われる社会だ。」と、危険排除社会の閉塞感を指摘されています。

平成12年（2000）年、「21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討する」ことを目的として、内閣総理大臣の私的諮問機関「教育改革国民会議」が設置されました。この国民会議の第1分科会の審議の報告書の中に、こんな一節があります。

「戦後教育は、人間が希求するものと、現実の姿とを混同した。私たちは自由を求めるが、しかし人間が完全な自由を得るということは至難の技である。私たちは平等を願うが、人間は生まれた瞬間から、平等ではない。運命においても才能においても生まれた土地においても、私たちは決して平等たり得ない。しかし私たちが自由と平等を、永遠の悲願として持ちつづけることは、当然である。…実に私たちは、現実のただ中に常に生きているのである。そこには限りなく善と悪との中間に位置する人生が展開するだけである。故にこの瞬間に、悪の姿が見えても、私たちは絶望する必要もなく、次の瞬間に善の輝きが見えても安心することはできない。その葛藤の狭間に、私たちは育ち生きているのである。」ここで言われている「平等と不平等」「善と悪」のテーマは、「安全と危険」「安心と不安」に置き換えてもあてはまるのではないのでしょうか。そして、阿久津先生が子どもたちに伝えようとしたのは、矛盾や葛藤に満ちた現実を生きぬいていく力の大切さだったのではないかと私は思っています。

河合（2005）は、「友情を支えるものについて、あるいは真の友情について、などを考えることは必要である。しかし、そこに生じてくる理想が『行くえを照らす星』であることを忘れ、到達目標や目的地と考えると、自分の友情について、あるいは友人に対して、怒ったり嘆いたりすることばかり増えるのではなかろうか。さりとて、理想など不要と言う人は、自分の位置や方向などが見えなくなって混乱すると思われる。各人が自分の友情を照

らす『星』を見つけられるといいと思う。」と述べている。先にも述べたように、昨年来のいじめ防止を巡る動きは、社会問題化した課題への対策としての政策的論理の側面が強かったことは否めない。しかし、その結果生じた強迫的なまでの禁止・抑圧・管理の発想は、子どもたちが生きる現実に切り結べない建前論になり、いじめが発生するたびに学校に対する怒り嘆きの声が集申し、教師をますます萎縮させ防衛的にさせる方向に働きはしないかと筆者は危惧している。

「穢土を見据えない者に浄土が見えるわけがない」、浄土真宗の僧侶でもある筆者の友人の教師の言葉である。人権教育的に言えば、「人の世の冷たさを見据えない者に人の世の熱と光など見えるわけがない」ということにならうか。重松（2005）は、「いじめによる自殺などが報道されたとき、学校側のコメントとして『あってはならないこと』という表現がしばしばつかわれる。それを目や耳にするたびに、うんざりした思いは増してしまう。いじめは、現実には“ある”のだ。それはもう否定しようのないことなのだから、“あってはならない”などという建前は、もうやめにしていただけないか。」「たとえそれが嫌なものであろうと、“ある”ものは“ある”、“わからない”ものは“わからない”と認めることから、すべてが始まるのだ。その先にあるものが、希望か絶望かにかかわらず。」と述べている。

我々が教育現場でいじめ防止に取り組む際には、児童期・青年期という「子どもから大人になる難しい時代」を生きる児童生徒の、仲間関係を巡る光と影、喜びと苦悩を理解することが重要であると筆者は考えている。大人（教師・親）はかつて、みんな子どもだった。であるなら、自分の心の中の「子どもの心」が共感の手がかりになるはずだ。そして、曲がりなりにも何とか大人になった我々は、「大人の知恵」も持っている。であるなら、子どもが直面する問題の解決の方向を見出すことができるはずだ。さらに、自立という課題に直面している子どもたちは大人の介入・助力を快しとしないが、たとえ「これ以上近づかないください<sup>3)</sup>」というメッセージであっても、そのような子どもの内面の苦悩・葛藤の声にも耳を傾け寄り添う中から、援助的にかかわる道筋も開けてくるに違いない。山下（2007）の「子どもの心と大人の知恵を大切に」という言葉を道しるべに、いじめ防止対策の実効化をこれからも考えていきたい。

## 【文献】

- 阿形恒秀 2003a 自立のための安心基地 阿形恒秀・石神互・中村敏子・森川敏子・山本深雪 ころと心をつなぐ学習プラン思春期理解とこころの病 解放出版社、
- 阿形恒秀 2003b つながりとすれ違い 阿形恒秀・石神互・中村敏子・森川敏子・山本深雪 ころと心をつなぐ学習プラン思春期理解とこころの病 解放出版社
- 阿形恒秀 2010 不安があるのは当たり前 大阪府立布施高等学校校長室だより No. 19
- D.W.ウィニコット 1979 遊ぶことと現実 岩崎学術出版社
- 藤岡淳子 2008 関係性における暴力 ―その理解と回復への手立て― 岩崎学術出版社
- H.S.サリヴァン 1976 現代精神医学の概念 みすず書房
- 神田橋條治 1990 精神療法面接のコツ 岩崎学術出版社
- 河合隼雄 2005 大人の友情 朝日新聞社
- 黒田咲智 2014 中学校における別室での学習支援と教育相談 鳴門教育大学教職大学院最終成果報告書
- 文部科学省 2007 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）
- 文部科学省 2010 生徒指導提要
- 文部科学省 2012 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）
- 文部科学省 2013a 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）
- 文部科学省 2013b いじめの防止等のための基本的な方針
- 森口朗 2007 いじめの構造 新潮社
- 森田洋司・清水賢二 1986 いじめ―教室の病 金子書房
- なだいなだ 1993 ころ医者の手帳 毎日新聞社
- 佐々木信幸 2010 いじめによる自殺とその予防 五十嵐隆編 小児科臨床ピクシス15不登校・いじめ・その背景とアドバイス 中山書店
- 重松清 2000 エビスくん ナイフ 新潮社

- 重松清 2003 セッちゃん ビタミンF 新潮社  
重松清 2005 明日があるさ 朝日新聞社  
重松清 2007 青い鳥 新潮社  
曾野綾子 2000 日本人へ 教育改革国民会議第一分科会報告書  
滝充 2014 いじめ防止推進法と学校・教育委員会の役割 日本生徒指導学会第一回いじめ防止対策改善特別委員会資料  
田辺市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会 2014 調査報告書  
山下一夫 1999 生徒指導の知と心 日本評論社  
山下一夫 2007 臨床家のためのこの1冊「星の王子さま」 臨床心理学第7巻第4号 金剛出版  
山下景子 1982 緘黙 山中康裕編 精神医学入門問題行動 日本文化科学社

## 【注】

- 1) 神田橋(1990)は、主観的にはイメージ世界内に保護関係を定着させることが、客観的には自力更生(自立)なのであり、「自立」という用語の雰囲気の内面の「保護関係イメージ」までも否定してしまわないよう注意を促している。
- 2) いじめ防止対策推進法第2条の「一定の人的関係」について、文部科学省(2013b)は、「『一定の人的関係』とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す」と示している。
- 3) 山下景子(1982)は「場面緘黙児たちはその『沈黙』の中に多くのメッセージをこめている。そしてそのメッセージを聞き取る『耳』を持った人が現れるのを待っている。たとえそれが『これ以上近づかないください』というメッセージであっても、それが正しく受け取られれば次にくるメッセージはきっと違ったものとなっていこう」と述べている。

# Consideration on the Reality of Bullying Prevention Measures

— From the point of view of the Importance of Peer Relations in Adolescence and Childhood —

AGATA Tsunehide

(Keywords : bullying, dependence and independence, peer relations)

## Abstract

In human beings, growth is accompanied by alternating stages of dependence and independence. Therefore, during dependent stages, humans need a safe base.

In infancy, this safe base is the parent. During the transition period in which the child distances himself or herself from the parent, the safe base is the transitional object. In old age, the safe base is religiosity. “Ohenro-san” can pilgrimage alone, because the pilgrim is dependent on “Odaishi-sama”.

During adolescence, the safe base is peer relations of the same generation. Therefore, experiencing being alienated from peers as a result of bullying can lead to serious anxiety, loneliness, anguish, and despair.

In the definition of bullying by the Ministry of Education, a key phrase is “some kind of human relations.” In order to understand violence in intimate relationships, such as bullying, it is necessary to comprehend “violence in the relationship.”

Bullying has a four-layer structure of victims, perpetrators, spectators, and bystanders. Bullying prevention measures for each position should be considered while acknowledging the importance of peer relations,

In addition, children face the challenge of seeking independence from adults (parents and teachers). Hence, children do not want adult intervention in their problems. Therefore, for early detection of bullying, it is important that we understand this psychological state of children.